

商工労働企業委員会会議記録

商工労働企業委員長 毛利 正徳

1 日 時

平成29年9月21日（木） 午前10時00分から
午後 0時10分まで

2 場 所

第6委員会室

3 出席した委員の氏名

毛利正徳、大友栄二、井上伸史、二ノ宮健治、三浦正臣、河野成司、桑原宏史

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

吉富英三郎

6 出席した執行部関係の職・氏名

商工労働部長 神崎忠彦、企業局長 草野俊介 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第80号議案のうち本委員会関係部分及び第84号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第4号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
継続請願21については、取り下げ願いを許可することを、請願30については採択すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所の経営状況を説明する書類の提出について、公益財団法人日田玖珠地域産業振興センターの経営状況を説明する書類の提出について及び大分ブランドクリエイティブ株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (5) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 長尾真也
政策調査課政策法務班 主査 中尾耕也

商工労働企業委員会次第

日時：平成29年9月21日（木）10：00～

場所：第6委員会室

1 開 会

2 企業局関係

10：00～10：15

(1) 諸般の報告

①経営戦略の骨子について

(2) その他

3 商工労働部関係

10：15～12：00

(1) 付託案件の審査

第 80号議案 平成29年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）

第 84号議案 大分県産業振興条例等の一部改正について

第 4号報告 平成29年度大分県一般会計補正予算（第3号）について
（本委員会関係部分）

継続請願 21 九州電力川内原子力発電所と四国電力伊方原子力発電所の即時停止を
求める意見書の提出について（取下げ）

請 願 30 軽油引取税の課税免除措置に関する意見書の提出について

(2) 諸般の報告

①公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所の経営状況を説明する書類の提出について

②公益財団法人日田玖珠地域産業振興センターの経営状況を説明する書類の提出について

③大分ブランドクリエイイト株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

④公益財団法人大分県総合雇用推進協会の経営状況を説明する書類の提出について

⑤県有地の信託に係る事務の処理状況を説明する書類の提出について

⑥大分県長期総合計画の実施状況について

⑦地域未来投資促進法に基づく大分県基本計画について

⑧小規模事業者の活性化に向けた取組について

⑨「おおいた働き方改革」共同宣言について

4 協議事項

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

毛利委員長 商工労働企業委員会を開きます。

本日は、吉富議員が委員外議員として出席されておりますので、お知らせいたします。

ここで、委員外議員に申し上げます。

発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後、挙手をし、私から指名を受けた後、御発言願います。

進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりますので、あらかじめ御了解願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案2件、報告1件、前回からの継続請願1件、請願1件であります。

これより企業局関係に入ります。

執行部より報告をしたい旨の申出がありますので、これを許します。

草野企業局長 それでは、経営戦略の説明に入る前に、台風第18号に関して、企業局施設への影響について報告します。

まず、工業用水道施設につきましては、特に被害はございませんでした。国道10号線白滝橋上流で、大野川の表流水を取水しており、先般の豪雨災害では最高水位が8メートルだったのですが、過去に例を見ないほどの高水位、15メートル超となりましたが、工業用水の取水に関しては多少濁りがあった以外は正常に取水し、ユーザーへ供給することができました。

一方発電施設につきましては、台風による土砂の流入などから設備を保護するため、12発電所のうち七つの発電所の運転を停止しましたが、台風が通過した18日以降、順次復旧ということで、今現在では1か所のみ安全確認ができていないため運転を停止している状況でございます。

それでは、経営戦略の骨子について、御説明いたします。

本年度は、第3期中期経営計画の最終年度に当たることから、来年度以降の事業運営の

指針として、新たに大分県企業局経営戦略を策定することとしております。A3縦の資料を御覧ください。

まず、1の経営戦略を策定する目的等についてですが、企業局の現状と課題を踏まえ、あるべき姿を展望し、経営の安定や事業の発展を図り、持続可能な経営基盤の確立を目指すためのものであり、計画の位置付けにあるように企業局内の最高位の経営指針として策定いたします。

2の計画体系につきましては、経営戦略とその実行計画であるアクションプランの2段階構成を考えております。経営戦略は、計画期間を平成30年度から39年度までの10年間、あわせて、経営戦略の着実な実行を図るため、具体的な取組事項を盛り込むアクションプランを作成いたします。

公認会計士等外部委員による第1回経営評価委員会を8月1日に開催し、経営戦略の策定について御意見をお聞きしました。

その中で委員からは、「経営戦略の策定に当たっては、始めに企業局の目指す姿を経営理念として明確にすることが必要であり、経営理念が固まることで、その下に続く事業計画も作成しやすくなる。」といった御意見や「経営理念を練り上げるには、企業局の現状と役割、経営環境の変化や課題について、しっかりと把握することが必要である。」また、「職員だけではなく、県民に伝えることも大切であり、経営理念はできるだけシンプルに、県民がイメージしやすいものにした方がよい。」といった御意見を頂きました。

こうした経営評価委員からの意見を踏まえ、経営理念の検討を行うに当たり、現状や課題を、それぞれ3と4にまとめております。

3企業局の現状と役割ですが、本県の恵まれた水資源を活用し、電気事業、工業用水事業を実施しており、その結果、左端の共通の①にありますように純利益を過去5年間で電

気事業では平均3.5億円、②工業用水道事業でも同じく平均5.3億円確保し、健全経営を維持しております。また、その下③、④は余り委員も御存じないと思いますが、上水道原水の供給を別府市の4分の3、大分市の3割の世帯に対して行っています。さらに、真ん中の列、電気事業の③、かんがい用水の供給など、住民生活の安定や地域農業の振興にも寄与しています。

さらには、左端の共通の⑤県政貢献として、先ほど御説明した純利益を活用し、累計11億5千万円を一般会計に繰り出しています。

具体的には、電気事業では芸術文化基金へ年間5千万円、工業用水道事業では企業立地促進等基金へ年間1億円の繰り出しを行い、県の重要施策の展開に貢献してきています。

続きまして、4企業局を取り巻く環境と課題ですが、経営環境の変化としましては、③電力システム改革の進展や⑥第4次産業革命としてIoT、AI等を活用した取組の進展などが挙げられます。また、課題としましては、(1)南海トラフ地震等を始めとする地震対策や(2)施設の老朽化対策、(7)企業局の認知度向上や県民理解の促進等を考えています。

こうした点を踏まえ検討いたしました、5経営理念についてですが、企業局の使命は、まずは、本県の豊かな水を生かして、県民の日常生活と県経済に不可欠な電力と工業用水を安定的に供給することだと考えております。

あわせまして、公営企業として、公共の福祉の増進に取り組んでいくことも不可欠です。

そこで、「大分の豊かな水を生かし、地域を支える」を新たに経営理念として掲げ、電気、工業用水事業を着実に遂行することはもちろん、水を活用したかんがい用水や上水道原水の供給、多目的ダムの管理による良質な河川環境の維持、環境保護活動への助成、さらには県政貢献等により、地域社会や県政の発展にも貢献し、県民に信頼される地方公営企業として成長していきたいと考えています。

経営理念に基づく今後10年間の取組方針

として、6経営理念実現のための三つの柱を定めております。

I効率的・効果的な経営の実現、II安定的なサービスの提供、III地域社会への貢献、県民福祉の向上の三つでございます。

それぞれの戦略の柱に沿って、これから具体的な事業計画を策定してまいります。現時点での議論の内容を説明させていただきます。

I効率的・効果的な経営の実現では、①IoTやAI等の導入に向けた検討も含めて業務の一層の効率化・高度化を図り、職員の負担軽減にも努めるとともに、②国のエネルギー政策等の動向を注視しながら、新たな事業展開の可能性についても検討していきます。

II安定的なサービスの提供では、①発電所のリニューアルを始めとする施設の老朽化・耐震化対策を計画的に実施し、電力と工業用水の安定供給に努めます。

III地域社会への貢献、県民福祉の向上では、地方創生の取組が推進されている中で、公営企業としての地域における多面的な役割がこれまで以上に求められることから、地域貢献、県政貢献について、より効果的なものにしていきたいと考えております。

7の推進体制についてですが、引き続き、経営評価委員会における外部評価等を通じて、効果的な事業実施と経営の透明性確保に努めてまいります。

最後に、8の今後のスケジュールについて御説明します。今後はこの骨格に肉付け作業を行い、年内に素案を固めまして、次回本委員会において再度御説明の後、12月中に工業用水のユーザー企業や経営評価委員の御意見を聴いて、年明け1月から2月にかけてパブリックコメントを実施し、平成30年3月末までに策定したいと考えております。

毛利委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

河野委員 先ほどの6番のIIIの地域貢献の中に、かんがい用水という部分があります。これまで企業局でかんがい用水の供給うんぬん、

役割を果たしている部分について余り聞いたことなかったものですから、これについて、河川からの取水、そして導水路等を設けることによって、別府、大分等への上水道の部分というのは存じ上げていたんですが、このかんがい用水としての利用という形、例えば、利水のための組合に供給して、それから何らかの負担金を取ったりとか、そういったことをされているんでしょうか。

長井工務課長 そもそも企業局が始まりました大野川発電所、これにつきましては、大分市一円にあります昭和井路土地改良区、こちらの農業用のかんがいと併せて電気事業を起したわけでごさいます、一緒に用水路を管理するというごさいます、かんがい用水の安定供給に貢献しているところでごさいますし、大分市に耕作しております改良区の改良面積の約8割程度の団体が大分県企業局の発電事業と何らかの関わりを持っているということで、あと大きなところでいきますと、世利川井路土地改良区であるとか、昭和井路土地改良区といった団体と一緒に用水の確保であるとか水路の管理をやるということで、かんがい用水の供給に貢献しているところでごさいます。

河野委員 要するに、管理費用の負担割合とか、何か協定みたいなものを結んでやっていますか。

長井工務課長 昭和井路土地改良区とは管理協定を結びまして、共同施設という形で管理しておりますけれど、水道費でいきますと、企業局の占有部分がかなり大きいので、企業局の方が大部分を負担するというような形になっております。

河野委員 世利川とか他のところとはどうなんですか。

長井工務課長 世利川井路は基本こちらの方で管理をしておりますし、あと、農業専用でまた振興局であるとか補助事業を使ってやるということはありませんけれど、基本的に企業局が年2回点検をして維持管理をしているところでごさいます。

河野委員 その辺は経営評価委員会の委員の皆さんから、いわゆるこういった企業局の経営に資するものとして負担金の徴収の問題とか議論になったことないんでしょうか。

長井工務課長 特にその辺は問題にはなっておりませんし、もともと世利川井路につきましては、利用させていただいて、もともと世利川井路があったところを企業局の発電事業に使わせていただくということで、そういった負担金というのは頂いていないところでごさいます。

草野企業局長 こちらからちょっと補足をさせていただきます。

実は10年ぐらい前に一度、地方公営企業としての企業局をどうすべきかという議論をかなり熱心にやまして、地方公営企業として残すべきだということで現在に至っております。

今回、経営戦略を策定するに当たって、やはり基本に立ち戻って、地方公営企業として企業局がいかに必要なのかという議論を局内でもしましたし、いろんな人の意見を頂きました。そうした中で、工業用水、電気事業もさることながら、今お話ししましたようなかんがい用水をしっかりと実は見ていると。特に今、御案内のとおり農業については、高齢化で、なかなか担い手がいないという中で、企業局が管理している水路については、変な言い方ですけど、他の地域に比べるとかなり立派な管理をしています。この地域の農業に貢献しているということ、又は水道の原水、なかなか皆さん御存じないんですね。そういうのもやはりきっちり地方公営企業としての役割として、単なる経営という面だけではなくて、訴えていく必要があるかなということで、そういう現状を分析した中で、今後の展開を検討していきます。

河野委員 これがオープンになって、基本的に県民の皆様からの意見を募集するといったときに、県政貢献の一般会計の繰出金によってほかの社会貢献という形で、例えば、工水とあるいは電力の受益者だけじゃなくて、そ

ういった方々に広く還元していますよという言い方の中で、やはり特定の水利の関係のところにおいて一定程度の受益、それは共同益なのかもしれないんですけども、特定の水利組合等に対する利益供与がある部分について、理論武装しているということで考えていいんですかね。要するに、特定の、県が公共事業としてやっている部分でその水路について管理されていらっしゃる。それについて言うと、当然、利用者としての企業局が負担すべきものと、それから他の受益者との間の負担の均衡をどう考えるのかという議論も出てこないとも限らない。そういったときに、ある意味言えば、何というのか、収益を上げさせていただいているという今の言い方だけで理論武装ができるかなというのはちょっと不安に感じたところなので、もう少し詰めた方がいいのかなという意見になります。

桑原委員 ちょっと教えていただきたい、後ほどでもいいんですけども、先ほど、10年前に公営企業として残すべきかどうかという議論があったというお話なんですけれども、そのときの議論、議事録みたいなものがどこで、図書館に行けば見られるのかどうか、どれを見ればいいのか、それは後ほどいいので教えていただけますか。

岡田総務課長 議論の中身をホームページにもちょっと載せていたようにもあるんですけど、確認させてください。もしなければ、まとめてお届けしたいと思います。

毛利委員長 じゃ、後ほどお願いします。

委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 別にないようですので、これももちまして、企業局関係を終わります。

〔企業局退室、商工労働部入室〕

毛利委員長 これより商工労働部関係の審査に入ります。

本日は、吉富議員が委員外議員として出席されておりますので、お知らせいたします。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、付託案件の審査を行います。

第80号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会関係部分について及び諸般の報告の⑦地域未来投資促進法に基づく大分県基本計画について執行部の説明を求めます。

神崎商工労働部長 皆様におかれましては、商工労働行政を始め県政の諸課題に対し、御指導、御鞭撻、ありがとうございます。

まず、この度の台風第18号によって被害を受けられた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、付託案件を御審査いただく前に、台風第18号に係る災害の状況について御説明させていただきます。

お手元に平成29年台風第18号に係る災害の状況についての資料を御覧ください。

9月19日18時30分時点での被害状況をまとめたものでございます。説明についてはこの資料及び現在の最新の状況で御説明いたします。

まず、1の被害状況ですが、（1）人的被害にありますように、行方不明者1名の方、現在も、豊後大野市の71歳の男性の方が行方不明となっております。

警察・消防等の捜索が続けられておりますけれども、残念ながら発見に至っていない状況であります。

続きまして住家の被害であります。まだ調査中ではありますが、現時点では、住家の全壊が佐伯市と津久見市で2棟、半壊が0棟、一部損壊が15棟、内訳が大分市が7棟、別府市が1棟、佐伯市が3棟、竹田市が1棟、杵築市が2棟、豊後大野市が1棟となっております。床上浸水が902棟、床下浸水が1、

418棟。

それから住家被害の関係で、床上浸水の被害戸数が災害救助法の基準に達しました津久見市と佐伯市については、9月19日火曜日に17日に遡って災害救助法の適用が決定されております。

2の孤立地域の状況ですけれども、津久見市の四浦第5区、昨日9月20日に船での往来が可能となりまして、孤立状況は解消しております。

3の避難者等の状況でございますが、今のところ残っていますのが3か所、13世帯20の方が避難されている状況でございます。

続きまして、ライフライン被害でございます。

(1)の水道施設につきましては、佐伯市弥生の尺間地区と津久見市の上水道区域及び保戸島と四浦半島の一部で断水が続いております。

(2)の通信ですが、津久見市の保戸島、四浦半島の一部地域において、ネット環境に支障が残っておりますけれども、通話については完全に復旧しております。また、停電も全て解消しております。

5の社会インフラ等被害についてですが、道路被害については225件となっておりますが、最新の情報では県と市町村管理を合わせまして260件の被害、河川は19件となっておりますが、最新は111件、土砂被害につきましては、最新は21件の被害となっております。

(4)のJRの被害についてですが、運転再開には時間を要する見込みと聞いておまして、不通区間における代行バスの運転が9月19日から開始されたところであります。

6の農林水産業施設の被害につきましては、河川氾濫による田畑への流入など多数発生しております。

7の学校施設等被害については、津久見市内を中心に校舎、給食施設など多数の浸水被害が出ているところでございます。

続きまして商工業関係についてですが、こ

の台風第18号による被災状況の資料を御覧ください。

津久見市、佐伯市、臼杵市の多数の商工業者に浸水被害がありました。18日月曜日に津久見市、佐伯市を訪問させていただきましたが、まず津久見市では駅前商店街を中心に200店舗ぐらい駅の周りにはございますが、泥水が大量に流入しておりまして、浸水の高さは50センチメートルから120センチメートルという状況でございます。

この商店街はお菓子屋さんですとか薬局、飲食店などが多いのですが、冷蔵庫が浮いて大量の土砂が流入、あるいはショーケースなど多数の業務用設備が使用不能となっております。

ショーケースも一つ100万円ぐらいするのですが、1度土砂がかかると食料品などを扱っているため、その後使えなくなります。

また、飲食店ではソファなどが浸水すると布のためにその後使えなくなるため、全てやり直す必要があります。

被害総額は、臆測ではありますが大体津久見市の駅前商店街だけで数億円くらいになるのではないかと考えています。

次のページが佐伯市の状況でございますが、20日水曜日には佐伯市の弥生地区や本匠地区を訪問しましたが、こちらは商店街という形ではないのですが、自動車整備工場、鮮魚店あるいは木材加工工場などが大きく浸水被害を受けております。

自動車整備工場は電気系統に水がかかると使用できなくなりますし、また、木材加工場ではコンピュータ制御の加工設備なども水がかかると使えなくなってしまいます。

まず、乾かして使用できるか確かめるという作業をするところですが、まだそこまでは至っていない状況です。

そういう状況でございますが、改めて被害の厳しい状況を認識したところでございますけれども、まずは一昨日、相談窓口を県下各地の商工会議所、商工会等に設置するとともに、災害特別融資を適用し、早期の復旧を後

押ししているところですが、まだ、これだけでは支援として十分とは思っておりません。

引き続き被害状況の把握に努めるとともに、一刻も早く次の対策を打っていきたいと考えております。

被災状況の説明は以上です。

続きまして、付託案件4件、諸般の報告9項目を担当課長より御説明させていただきまので、よろしくお願い申し上げます。

毛利委員長 ただ今の台風第18号の被災状況の報告がありましたが、あくまでも現時点のものということで、これから調査等が行われて、新たな被害等の報告があるという認識でいいですか。

神崎商工労働部長 はい。

毛利委員長 19日には知事が早速現地に入って、被災地を視察していただいたということで、迅速な対応に感謝しておりますが、我々もできる限り一緒になって復旧・復興に向けて頑張りたいと思っています。

なお、本日午後4時から災害対策連絡協議会がありますので、そこで商工労働部関係の報告をすることになっておりますので、委員の方、御了承願います。

この件についてはよろしいですか。

神崎商工労働部長 1点だけ補足よろしいですか。

津久見に伺ったときに皆さん泥のかき出しで精一杯で、事業をいつ再開するかについてはまだそこまで考えられない状況でございます。

商工会議所経由で聞いたところ、高齢の方が経営されているところは、後継者もないし、新たな投資をして事業を継続するより、廃業しようと考えている事業者の方もいらっしゃるという状況です。

大友商工労働企画課長 それでは、第80号議案平成29年度大分県一般会計補正予算補正第4号のうち、商工労働部関係につきまして、御説明します。

平成29年度補正予算に関する説明書（補正第4号）の33ページをお開きください。

第7款商工費第1項中小企業費第2目中小企業振興費でございますが、ページ中央にあります事業名欄の1番目上、被災地域小規模事業者持続化支援事業費1億2千万円です。

これは、平成29年7月九州北部豪雨で被災した小規模事業者の復旧・復興を後押しするため、事業用資産の復旧や販路開拓などの復興に要する経費を助成するものです。

被災した小規模事業者の復旧・復興は早急に取り組む必要があったため補正予算で3千万円を7月18日に専決させていただいたのですが、被災事業者の申請予定状況を踏まえ1億2千万円を増額するものです。日田・中津地域で直接被害を受けた方が、144件ということでこれまで報告をさせていただいております。その内100社程度、100件程度申請があるということ想定しながら、1億5千万円という事業費を見込み、補正をお願いしています。

18日に専決をし、翌週の7月24日から募集を開始し、先週の15日に締切りをしました。その結果ですけど、当初見込んでいた100件の申請ということにはなっておりませんで、現時点で50件の申請がございました。

この後9月26日に予定しております審査会を経て、事業計画を認定し採択をしていきたいと考えております。

田北情報政策課長 同じく、平成29年度補正予算に関する説明書（補正第4号）の33ページの事業名欄の上から2番目、情報政策課所管の地域経済牽引強化事業費1,700万円は、IoTプロジェクトへの補助金1,500万円と、IoTを活用した県産品PRイベント等の開催委託料200万円でございます。

IOTプロジェクトへの補助金につきましては、“OITA4.0”の取組を加速させるため、IoTを活用したビジネスモデルを有し、県内事業者への経済波及効果が大きいと考えられるプロジェクトに対し補助するもので、補助率は2分の1となっております。

また、IoTを活用した県産品PRイベント等の開催委託料につきましては、プロジェクトから生まれる県産品等の販路拡大を後押しするとともに、県内企業と県外企業の交流の場を設けることにより、新たな企業連携を促進するものでございます。

河野企業立地推進課長 同じく、平成29年度補正予算に関する説明書（補正第4号）の33ページの事業名欄の一番下、企業立地推進課所管の地域経済牽引強化事業費2千万円は、地域経済を牽引する立地企業を支援し、地域経済への経済波及効果を高めるために、セミナーや調査等委託の事業を実施するものです。

具体的には、例えば先日、姫島に立地したIT企業2社を地域経済牽引事業者として、離島等条件不利地域におけるIT技術を活用した仕事づくりと地方創生のモデルづくりを進めるため、IT事業者を対象とした離島等サテライトオフィスでの業務に関する課題・意識調査等を行うものです。

続きまして、本事業の前提となる諸般の報告のその他の報告（7）にあります地域未来投資促進法、正式には地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律でございますが、本法律に基づく大分県基本計画につきまして、御報告します。

お手元の商工労働企業委員会資料の1ページをお開き願います。

地域未来投資促進法は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法の改正法です。地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域に対する経済波及効果を及ぼす事業を地域経済牽引事業と定義づけ、こうした事業を支援することで、経済の発展・強化を図ることを目的としています。

今年7月末に地域未来投資促進法が施行されたことを受けて、基本計画案を策定し、現在、国に申請しているところです。

本法律のスキームは、まず国の基本方針に基づき、県が市町村と共同して基本計画を策

定し、国の同意を得ます。その上で、事業者は地域経済牽引事業計画の申請を行い、これを県が基本計画に適合すると認めれば承認することとなっております。この承認を得ることで、事業者は各種支援を受けられることとなります。

基本計画の対象地域は県内全域が対象です。

対象産業は、企業立地促進法の対象産業に、サービス産業など新たに3分野を加えた10分野としております。

次に、計画の目標値ですが、5年間で、付加価値増加額は約830億円、承認事業件数は35件、平均所得増加額は約11万円、雇用創出者数約6,300人としております。

この法律による主な支援措置ですが、企業は、地域経済牽引事業計画の承認を受けることで設備投資減税や不動産取得税、固定資産税の減免の対象となります。自治体は、これらの減免に伴う減収分が地方交付税により補填されます。また、地方創生推進交付金の運用が弾力化されます。

具体的には、地方創生推進交付金の申請事業数の上限の対象外となることや、ハード事業割合の緩和です。先ほど御説明した地域経済牽引強化事業は、この運用弾力化措置に基づくものです。

今後のスケジュールにつきましては、9月末に基本計画に対する国の同意が得られる予定となっております。その後、各事業者の地域経済牽引事業計画の申請を受け付けることとしております。

以上で、第80号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第4号）及び地域未来投資促進法に基づく大分県基本計画についての説明を終わります。

毛利委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

三浦委員 補正第4号の御説明いただいています33ページ、被災地域小規模事業者持続化支援事業費、中津、日田地域で144件、当初3千万円専決で今回1億2千万円。144件のうち、100件ぐらいが見込みだろう

ということを立てられて、その見込みの約5割、半分しか申請を頂けていない。逆に、持続できるのか心配になってくるというか、被災地域の中小企業の事業者、日田、中津の現状と、なぜこういうふうに見込みが約5割まで下回ったのか、少しその辺を詳しく教えてほしいなと思います。

大友商工労働企画課長 被災地域の状況の中で、最初に言いましたように、144件、直接被害で3億7千万円ぐらい、間接被害が他の別府だとか湯布院だとか旅行業者等々あったんですけれども、その中で、少なくとも商工会、商工会議所が現場のそういう方々のところに話しに行って、そこでどういうふうな復旧をし、また次のステップに持っていくかということ議論しながら、細かくそれぞれに丁寧に対応しております。1社1社、144件がどういう形でやらなかったのかというところの分析まではできておりませんが、いわゆる支援体制としては、商工会のそういう経営指導員さんが計画を作って復旧をしていくということは懇切丁寧にやりましたので、ちょっとその辺の細かい、なぜかというところは、また分析なりしてみたいと思いますけど、現状ではそこまで細かく押さえてというか、把握はできておりません。申し訳ございません。

三浦委員 この台風第18号のときに、今、部長からあったように、もう高齢化で事業をしないという方がいらっしゃったら、とても残念だなというふうには思っております。来週審査を行うということですが、基本的にも申請額というか、1億5千万円に対して、この44件で、今どれぐらいの額が上がってきているのか。

大友商工労働企画課長 県が2分の1、市町村が6分の1ということで、今、3分の2を補助する計画になっております。その3分の2の申請額で8,150万円程度、県費の2分の1にしますと6,100万円という状況です。

河野委員 今の事業で、ちょっと聞き漏らし

たかもしれないんですけど、財源の内訳、寄附金となっておりますけれども、これの出所について伺わせてください。

大友商工労働企画課長 熊本地震のときもそうだったんですけれども、義援金じゃなくて寄附金というのが県に入ってきます。それは例えば、個人の方であったり、企業の方であったり、被災地域の復興に使ってくださいということで頂いておりますので、例えば、企業から頂いたものを財源として今回そういう地域の事業者の支援に充てるということで、今回この金額を入れさせていただいております。

河野委員 要するに、目的を指定された寄附金という考え方でよろしいのでしょうか。

大友商工労働企画課長 目的を指定した指定寄附というふうに捉えていないんですけれども、飽くまで復興のために頂いた寄附ということですので、目的があるといえばあるんですけれども、これにという限定はされていないので、幅広く復興のために使ってくださいという意図で、指定はあると思いますけど、指定寄附とは思っておりません。

河野委員 指定寄附なんていうのは難しいものですからね、分かりました。

大友副委員長 ちょっと聞きたいことは三浦委員が聞いてくれたんですけど、この持続化補助金の分、2次募集とかまたあると思うんですけど、それは大体いつ頃の予定をされているか。

大友商工労働企画課長 今回、7月18日に被害があつて、24日から募集を開始しました。当初は、早く事業計画を出していただいて、早めに交付決定なり採択してあげた方が事業者にとってより有り難いということなのかなと思いつつ、そういうふうな想定もしておりました。けれども、やはりそうすると、事業者そのものが期間が十分に取れずに、復旧の見積りもできないし、あるいは先ほど言いましたように販路開拓だとか、次の復興に向けた準備をするということにも当然余裕がない。そういうこともあつて、9月15日ま

でということを経済、商工会、商工会議所と相談をしながらスパンを伸ばさせていただきました。復旧については早めにやった分は認めますよということで、問題がないようにしております。

そういうこともありますので、先ほども申し上げましたように、この間で十分、商工会、商工会議所の指導員さんたちが現場に行って、それぞれお話をされているので、我々としては、基本的には2次募集はないというふうに思っております。

ただ、1点だけ、山国でちょっと林業のところが悪くなった分があるんですけど、あの方がまだどういうふうにしようかというところが方向が定まっていなくて、その方は今回申請が出ておりません。その分については、柔軟に対応する必要があるのかと思っておりますので、2次募集という形ではないんですけども、フォローできればと思っております。

〔「分かりました」と言う者あり〕

毛利委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

第80号議案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

毛利委員長 御異議がないので、第80号議案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第84号議案大分県産業振興条例等の一部改正についてですが、大分県産業振興条例の一部改正に併せて、大分県税特別措置条例の一部改正も行うため、総務企画委員会に合議をしておりますことを申し添えます。

執行部の説明を求めます。

河野企業立地推進課長 第84号議案大分県産業振興条例等の一部を改正する条例につきまして、御説明します。

資料の2ページを御覧ください。

本議案は、商工労働部所管の大分県産業振興条例における適用工場等の指定対象の見直しと、総務部所管の大分県税特別措置条例の課税免除措置の見直しを一体的に行うものです。

大分県産業振興条例は、県内に工場等を新設し、又は増設する者に対し、課税免除等を行うことにより、本県産業の振興を図ることを目的としており、本条例に規定する適用工場等の指定を受けることで、大分県税特別措置条例による課税免除等の税制優遇措置が受けられることとなっています。

本条例の改正の一つ目は、企業立地促進法の改正に基づく見直しです。これは、企業立地促進法が地域未来投資促進法に改正されたことに伴うものであり、大分県産業振興条例では、適用工場等に、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業を行う事業者により新設又は増設された施設を加え、企業立地促進法の適用を受ける施設を削除します。

あわせて、大分県税特別措置条例で、地域未来投資促進法に基づく課税免除措置を創設するとともに、企業立地促進法に基づく課税免除措置を廃止します。

次に、本条例の改正の二つ目は、農村地域工業等導入促進法の改正に基づく見直しです。

これは、農村地域工業等導入促進法が改正され、課税免除に伴う減収補填措置が廃止されたため、大分県産業振興条例の適用工場等から農村地域工業等導入促進法の対象施設を削除し、併せて大分県税特別措置条例の課税免除措置を廃止します。

改正した条例の施行日は、公布の日を予定しています。

ただし、企業立地促進法改正に伴う条例改正については、地域未来投資促進法に基づく基本計画の同意の日から適用することとしています。

毛利委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

河野委員 今の説明にあったとおり、2の農村地域工業等導入促進法の減収補填措置が廃

止されたので、そういった減税の措置についてなくすというお話なんですけど、考え方として、法が予定していた農村地域への工場等の立地について、一応目的が終了したという判断なのか、あるいは、これは県単独でも継続を検討すべき事由があるのかということについてお伺いしたいんですが。

河野企業立地推進課長 農工法の支援対象業種を工業等に指定せず、サービス業等にも拡大をしたことによるものでございます。

毛利委員長 だから、終了か継続かという。

河野企業立地推進課長 法律自体は継続をしておりますけれども、この内容については削除されているものであります。

神崎商工労働部長 削除したのが目的を達成したかどうかという。

毛利委員長 部長、補足。

河野企業立地推進課長 すみません。

毛利委員長 いいですか。もうちょっと丁寧に説明を。

河野企業立地推進課長 法律の中で、これがもう対象としなくなったということで、このような措置になったということで、一定の目的を達成したからということだろうと考えております。

河野委員 今、最初、河野課長が言われたのが、いわゆるサービス業等にも対象を拡大するから、ある意味、いわば工業と導入地区という指定が、区域指定がなくなったのでというふうにさっき言いかけたと思うんですが、そういうふうに、工業に限定することが必要なくなったからこういう区分が廃止されたという理解でよろしいのか、それとも今言われたような一定程度の目標を達成したのでこの区域がなくなったのか、いずれでしょうか。

河野企業立地推進課長 基本的には、範囲を広げたことによって、それで網羅できるようになったというところで廃止をされたというふうに考えてよろしいかと思います。

三浦委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、この適用工場等というのが県内でどれぐらい指定を受けていたのかというの

と、企業立地促進法の改正によって課税免除が廃止にされるというのは書いているんですけども、これによって、県の税収と言いますか、課税が免除じゃなくなるということに入ってくるのかなというイメージなんですけれども、どの程度というのをざっくり、ちょっとその辺が全然見当もつかないので。

河野企業立地推進課長 適用工場等の対象については、県内で30か所前後ということになります。それと、課税免除については、国からの減収補填措置が伴っておりますので、課税免除してもその分は県に入ってくると。それがなくなった場合は、当然それもなくするということになります。

三浦委員 分かりました。

毛利委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

吉富委員外議員 この地域未来投資促進法に基づくということで中の改正がされているということは、これは先ほど私、一般質問のときにも部長にしましたが、地域ごとに特性の合った企業立地ということが初日の一般質問の答弁でありました。そのときに、そうじゃなくて、AIとかいろいろなもので新しい産業ができたときには、やはり田舎、田舎と言うと失礼ですけど、いろんな地域でもそういう企業を持っていくことができるじゃないかという部分というのがこれに絡んでいるのかどうかというのを教えてください。

神崎商工労働部長 正におっしゃるとおりでして、こういった、特に第4次産業革命に関わるようなIoTだとかAIだとかそういうような分野につきましては、正に場所を選ばずに企業は立地できると思っておりますので、先ほど担当課長からも御説明しましたとおり、県内全域を対象にしているということでございます。そういった先端的なものは県内全域を対象にしつつ、場所場所によって特殊な、正に特色があるものを生かした企業誘致もやっていくと。これ両方、両建てでやっつけようというふうに思っております。

吉富委員外議員 ですから、そういう中でい

くと、この新しい法の中では第7番に、サービス産業というようなものがやはり入っていますけれども、これもやはりインバウンドの中の民泊とか、いわゆるアパートメントを作って、そこを民泊専用のもにするとというような事業もやはりその中に含まれてもいいというふうに答えてもいいのでしょうか。

神崎商工労働部長 基本的に全く問題ないと思っておりますけれども、一定のこれは事業をやる際に計画の承認という行為がございます。一定程度付加価値を上げるとか、雇用を増やすとか、こういうような要件を満たしていただくのであれば、今、議員がおっしゃったようなものも当然対象になってまいります。

吉富委員外議員 分かりました。

毛利委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

総務企画委員会の回答は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

毛利委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第4号報告平成29年度大分県一般会計補正予算（第3号）についてのうち本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

大友商工労働企画課長 7月18日付けで専決処分を行いました、平成29年度一般会計7月補正予算の商工労働部関係事業について御説明いたします。

平成29年度補正予算に関する説明書（補正第3号専決）の19ページをお開きください。

第7款商工費第1項中小企業費第2目中小企業振興費でございますが、ページ中央にあります事業名の被災地域小規模事業者持続化支援事業費3千万円です。

先ほど第80号議案（補正第4号）の補正予算で御説明したものと同一の事業になります。

毛利委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

第4号報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

毛利委員長 御異議がないので、第4号報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決定しました。

次に、継続請願21九州電力川内原子力発電所と四国電力伊方原子力発電所の即時停止を求める意見書の提出について、提出者から取り下げたい旨の文書による願い出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

毛利委員長 御異議ないので、本継続請願は、取下げを許可することに決定いたしました。

次に、請願30軽油引取税の課税免除措置に関する意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

工藤工業振興課長 請願30軽油引取税の課税免除措置に関する意見書の提出について、御説明いたします。

お手元の請願文書表の2ページをお開きください。

軽油には、軽油引取税として1リットルにつき、32.1円の地方税が課税されています。本税は、平成20年度まで道路整備に使用される目的税であったため、道路使用に直接関連しないものについて課税免除が認められており、碎石場内の岩石の掘採、積込み又は運搬のための機械に使用する軽油も免税対象の一つとなっていました。

21年度の税制改正により、目的税から普通税となり、原則として全ての軽油の使用が

課税対象となりましたが、碎石場内については、社会インフラの整備に不可欠な建設資材の安定供給と事業者の経営の安定を理由に、特例措置として24年3月31日まで3年間課税が免除され、その後、更に3年間の延長が2度行われ、現在、平成30年3月31日までの免除措置となっております。

なお、本県における碎石業者を含む免税対象の鉱物採掘事業者は、平成28年度で30事業者、免税金額は約4億8,100万円となっております。

毛利委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

河野委員 普通税化されてこのように免税を経過措置として継続している業種は碎石業だけですか。

工藤工業振興課長 これとは別に鉱山関係、津久見の事業者も適用になります。

河野委員 そういう業界から延長措置の要望は来ていませんか。

工藤工業振興課長 鉱山関係については先日御要望をいただいています。

毛利委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

それでは、採択についてお諮りいたします。

本請願は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

毛利委員長 御異議がないので、本請願は、採択すべきものと決定いたしました。

ただ今、全会一致によって、意見書案を提出することに決定いたしました。

全会一致での決定となりましたので、会議規則第15条第2項により、意見書案は理由を付して、委員長名をもって議長に提出いたします。

意見書の原案を作成しておりますので、事務局は配付してください。

〔事務局が意見書案を配付〕

毛利委員長 意見書の文案について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

毛利委員長 御異議ないので、意見書案につきましては、このとおり決定いたします。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたのでこれを許します。

報告件数が多いので、まず①から⑤までについて説明を求めます。

大友商工労働企画課長 商工労働企業委員会資料の3ページをお開きください。

商工労働部が所管する出資団体の一覧です。

この10社につきましては、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき経営状況等を議会に報告する団体であります。

そのうち地方自治法に基づき経営状況等を議会に提出が義務づけられている出資比率が25%以上等の団体が表の上段の4団体となります。

この4団体についてこの後担当課長から説明させていただきます。

田北情報政策課長 資料の4ページを御覧ください。

公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所についてです。

2のとおり、県の出えん金は1億5千万円で、出資比率は35%となっています。

3の事業内容ですが、高度情報化社会における情報通信基盤・情報セキュリティ等に関する調査・研究や人材育成、普及啓発などを行っております。

4の28年度決算状況ですが、下線を引いています当期正味財産増減額は、282万3千円の減となっています。

5の問題点及び懸案事項並びに6の対策及び処理状況についてですが、この団体は調査・研究を主体とする組織のため、安定した経営基盤の確立には研究開発外部資金の収入確保が必要となります。

昨年度は、今後の外部資金獲得に向け自主研究事業に積極的に取り組んだことから赤字

計上となったものの、新たにJICAやASEANの事業を受注しています。今後も外部資金の獲得を推進するとともに、管理費等のコスト削減に努め、経営基盤の強化を図っていきます。

森山商業・サービス業振興課長 資料の5ページをお開きください。

公益財団法人日田玖珠地域産業振興センターについてです。

2のとおり、県の出えん金は160万円で、出資比率は32%となっています。

3の事業内容ですが、日田玖珠地域の地場産業を支援するため、地域製品の展示販売及び市場開拓、並びにセンター内会議室の貸出しを行っています。

4の28年度決算状況ですが、下線部分の当期正味財産増減額は101万1千円の減額となっています。

これは、5の問題点及び懸案事項のとおり、熊本地震の影響を受けた観光ルートの変更等により、センター売店等での売上げが減少した等によるものです。

このため、6の対策及び処理状況のとおり、販売が好調な日田市アンテナショップやふるさと納税返礼品等による地場産品販売を強化するとともに、センターへの誘客のため、旅行あっせん業者等への積極的な営業活動、貸会議室の稼働率向上、管理コストの削減に努めることとしています。

今後とも、日田市と協議しながら経営改善につながる指導・支援を行ってまいります。

なお、県が東京、大阪、福岡で随時開催している県産品物産フェアにおいて、8月下旬から豪雨災害により被災した日田地域の復興に向け、センターの出展を促し、日田市を始めとした県産品の販売を積極的に後押ししています。

続きまして、資料の6ページを御覧ください。

大分ブランドクリエイト株式会社についてです。

2のとおり、県の出えん金は5千万円で、

出資比率は52.6%となっています。

3の事業内容ですが、首都圏における大分ブランドの確立と魅力ある県特産品の販路拡大を図るために設置した大分県フラッグショップ坐来大分の運営を行っています。

4の28年度決算状況についてですが、下線部分のとおり当期純利益は161万4千円の黒字となっています。

これは5の問題点及び懸案事項のとおり、主力とするレストランの売上げは減少しましたが、大手企業の本社等に出向いて県産品を販売する出張坐来を積極的に展開したこと等により、県産品物販で過去最高と売上げを計上したことで、3期連続の黒字を確保できました。

今後も、6の対策及び処理状況のとおり、ダイレクトメールの発送や市町村と連携したランチフェアの開催等により、リピーターの掘り起こしと新規顧客の開拓に取り組みます。

また、民間店舗と連携した物産販売や出張坐来の積極展開を続けるほか、商談会や地域フェアの開催などにより、首都圏での大分の情報発信に努めてまいります。

なお、九州北部豪雨災害の復興支援のため、8月のメニュー替えに併せて日田の食材を使用するメニューフェアを特別に実施したり、復興PRを兼ねた出張坐来を積極的に行うなど、フラッグショップとしての坐来大分の役割を果たしてまいります。

後藤雇用労働政策課長 資料の7ページをお開きください。

公益財団法人大分県総合雇用推進協会についてです。

2のとおり、県出資金は9億3,545万円で、出資比率は75.0%となっています。

3の事業内容ですが、若年者やUIJターン就職希望者を対象とした就職支援情報の提供や就職相談及び企業説明会を実施するとともに、生涯現役社会実現のための周知・広報、障がい者の就職説明会などの事業を行っています。

4の28年度決算状況ですが、下線を引い

ています当期正味財産増減額は、2,788万円の減となっています。これは、平成22年度の包括外部監査等で指摘を受けた人材定住基金の有効活用として、基本財産の一部を計画的に取り崩して自主事業を実施したこと等によるものです。

5の問題点及び懸案事項ですが、28年度から取り組み始めた雇用の確保と安定のための自主事業を雇用促進に効果的につなげる必要があります。

このため、6の対策及び処理状況のとおり、国や県からの委託事業と協会自主事業が相乗効果を発揮できるよう、定期的な協議の場を設け積極的に意見調整を行っております。

大友商工労働企画課長 続きまして、報告第38号県有地の信託に係る事務の処理状況について、商工労働企画課より説明いたします。資料の8ページを御覧ください。

2の事業内容にありますとおり、大分市東春日町のソフトパーク内の県有地7,383平方メートルを三井住友信託銀行に信託し、オフィスビル2棟を建設・運営しています。

信託期間につきましては、平成40年の8月15日までということで、信託終了後には、土地建物が県に引き渡される仕組みになっています。

3の28年度決算状況についてですが、当期純利益は1億9,272万9千円となっています。ただし、借入金返済に1億1,869万6千円、維持補修工事等に8,628万6千円を支出していることなどから、今期についても配当金は発生しておりません。

4の問題点及び懸案事項についてですが、景気は回復基調にあるものの、新規入居企業の誘致は厳しい状況にあり、既存入居企業についても事業見直し等で退去が増加していることから、長期的には入居率が減少傾向にあるという課題を抱えています。

このため、5の対策及び処理状況に記載したとおり、受託金融機関の取引先データの活用や、誘致業種の拡大による新規入居企業の確保により入居率の維持向上に努めておりま

す。

ちなみに、参考の入居率に書いておりますが、平成26年が72.7%ということで今底になっております。

その後、誘致等を進める中で、平成28年には、78.6%、今年度、現時点で83%まで上昇しており、誘致活動等を積極的に行っているところであります。

毛利委員長 ただ今の5件の報告について、質疑等はありませんか。

桑原委員 四つの法人のそれぞれ、県からの事業を委託とかされていると思うんですけども、その事業名と、県からどういう名目で幾ら入っているのか、それぞれ教えてください。

田北情報政策課長 それでは、まずハイパーネットワーク社会研究所の御説明をさせていただきます。

県の方から項目的には10の事業を委託に出しております。地域コミュニティー情報化推進事業1,603万円（「もう合計でいいです」と言う者あり）10事業で合計で28年度事業で4,253万6,697円となっております。

森山商業・サービス業振興課長 大分ブランドクリエイティブに対する委託でございます。

県からの委託事業は10事業で、合計額が959万9千円でございます。

次に日田玖珠地域産業振興センターですけれども、委託事業が1事業です。これがちょっと詳細が今手元には、確認してもう一度。

毛利委員長 後ほどお願いします。

後藤雇用労働政策課長 大分県総合雇用推進協会に委託している県の委託ですが、大分産業人材センターの運営委託事業として7,401万6千円、それから、大分学生登録制度運営委託料ということで315万1千円、合わせまして7,716万7千円を委託しております。

森山商業・サービス業振興課長 先ほどの日田玖珠地域産業振興センターの委託でございますが、28年度はございません。本年度1

事業。

大友商工労働企画課長 今、お手元に資料で、この公社等外郭団体経営状況調書をお配りしています。その、今、桑原委員が質問されました部分については、25ページからの、その上の枠の二つ目、県の関与の状況というところがあって、財政支出等県委託料は28年度約4,200万円、27ページの日田玖珠地域産業振興センターにつきましては先ほど言いました、ありませんということ、大分ブランドクリエイトが664万1千円となっておりますので、こういったものも参考にさせていただければと思います。

桑原委員 このブランドクリエイトは、数字がもうちょっと何年か前、高かったと思うんですけども、だんだん少なくなっているということではないですか。

森山商業・サービス業振興課長 多分これは委託料ではなくて、家賃補助。

桑原委員 それを聞いたかった、ごめんなさい。それを教えてください。

森山商業・サービス業振興課長 家賃負担のことだと思います。

毛利委員長 じゃ、家賃負担の内容。

森山商業・サービス業振興課長 28年度の家賃負担が3,140万円。

桑原委員 ブランドクリエイトのレストランの売上げが減少しているということですが、効果がなかなか数字として出づら事業なのかと思うんですけども、常にどの法人でも必要性というのは検証されているとは思いますが、本当にほかのアンテナショップとか見ると、もうちょっと県の発信力は高いのかなというところもあるので、果たしてこの形がいいのかというのは常に検証していただきたいと思います。

あと、このハイパーネットワーク、これ随分もう長い、十数年なんですよ。だけど、事業内容ももともと変わっていないとは思いますが、結構、事業内容のところはこれからの情報化社会に対して研究していくというところなんだと思うんですけども、

この業界はすごく変化も早いし、事業を見ると、何かこの中にあるようなのを今のものに合ったものにちょっとやっていると言うか、言葉悪いですけど、お茶を濁すような印象もありますんで、大体このハイパーネットワークという言葉自体がね、これは当時から使っているのか、すごく何か古めかしいような気もしますし、本当にこれ必要なのかというのを常に、どの法人もそうですけれども、検証していった進めていただければと思います。もう意見だけで。

二ノ宮委員 県出資法人がこんなにあるというのは県議会に出て初めて知ったんですけど、例えば、5ページの日田玖珠地域産業振興センター、ほかの方から見ると、ちょっと種類が違うかなと感じたんです。というのは、県下の中でここだけにこのことができていて、このことはいいことだと思うんですけど、なぜ日田・玖珠だけに、どのように県が絡むことによってできたかという、もしそういうことが分かったらちょっと教えてください。

というのは、ほかの地域にできてもこれは不思議じゃないんじゃないかなと思っているんですけど。

森山商業・サービス業振興課長 先ほど経営状況報告の中にも県出資の意義というものが書いてございます。

27ページ、こちらの概要の県出資の意義のところでございますけれども、これは設立した当時、昭和56年ですけれども、各地域の産業振興拠点を設けようという取組を各地域の方に声かけをして、その際に、日田・玖珠地域でこの取組が真っ先に手が上がったということで、日田・玖珠地域だけが産業振興センターをスタートしたというものです。

それは国の方もこういう取組を支援してありましたので、これに各都道府県でこういうセンターが幾つか出来上がったと。大分県の中では、この日田・玖珠地域だけが手を挙げて、この産業振興センターが出来上がったというのが最初の設置の経過です。

先ほど委員がおっしゃったとおり、日田・

玖珠地域だけなぜまだ続けているのかということは、これは県の行財政改革本部の中でも議論になっておりまして、大分県のセンターへの関与の見直しをすべきではないかというような意見も出ております。

ただ、現在この日田・玖珠地域にできているセンターというのは、日田・玖珠地域の産業物産振興の中核センターとして非常に大きな位置づけを持っております。一昨年の地震の被害、それから、昨年、今年の台風、水害の被害という形で、地域が疲弊していく中で、ここから県がすぐに手を引いていいのかというようなこともまた議論になっておりまして、ここは今後、復興の姿を見ながら、今後の見直しを検討していきたいという今の状況でございます。

二ノ宮委員 私は反対で、続けてもらいたいと思っております。というのは、地方創生という中で、それぞれの地域で独特なこういうものがあっていいんじゃないかと。だから、なぜ日田だけが残ったのかなと。まだ言えば、県北の方はちょっと別として、佐伯とかそういうところにもこういうものができて、地方創生の一環で、その独自性を出しながら、した方がいいかなと。

だから、これは決して反対じゃなくて、逆にこういうものが地域にできていくことがいかなという感じで質問しました。内容はよく分かりました。

毛利委員長 強い要望ですね。

二ノ宮委員 はい。

毛利委員長 そういうことでありますので。

河野委員 ブランドクリエイトに関してなんですけれども、ブランドクリエイトというよりは、大分県のアンテナショップの在り方という部分で、有楽町、銀座、あるいは新宿という方向について言うと、各都道府県がアンテナショップを持って、そこに行ったら各都道府県のブランド商品、いろんなものを買えるということで非常に都市住民の皆様からは評価をされているところが多いと。

この前も実は会派で北海道のブランド戦略

ということを勉強させていただきに行きまして、そのとき道内2か所、それから、東京等大都市に4か所ぐらい、そこのアンテナショップについては、実は道の予算は全く使っていないと。5年間の、いわゆるそこの利用権という形をコンペ方式で競わせて、そこで運営する会社が決まって、そこが一切やっていくという形で、北海道ブランドをそこで使っていけるということが大きな魅力という形で、そういうコンペに参加する企業はかなりある。

実際に売上げがものすごいということで、そういったことが定着している。やっぱりうちとしてはそういったロードサイドショップというものの必要性というのが随分昔から言われているんですけど、ずっとこの坐来という形で、ビルの上の方の、こういうレストラン形式の営業という形でブランドを高めるという方式なんですけど、本当にこれだけで十分なのか、せっかく豊後牛というものが全国ブランドになろうというときに、それをどこに行ったら買い求められるのかというお問合せ等もある。

観光でお見えになった方たちも、継続的に大分の物産というものを欲しいといったときに、どこに行ったら現物を見られるのかというお問合せも東京事務所にあるというふうにも聞いておりますので、その辺の見直しということについては何らか検討があるのでしょうか。

森山商業・サービス業振興課長 ロードサイドショップ、いわゆるアンテナショップを、物産販売の専門店をとという意見はよくございます。

この坐来大分を設置したときも、1階の物販、プラスレストラン、あるいは物販のみと今の形というようなことで検討したんですけれども、なかなか各県が同じようにローカルショップを作って競争していく中で、同じ形でやるよりは、大分県らしい売出し方はないか。

特に、レストラン型というのは当時、初めての取組でございまして、その中で大分県の

食材とその観光、あるいは大分県の地域の魅力と一緒に訴えられるような形を取ったらどうかという形でスタートして、今10年目になっております。

その中で、レストラン型という特殊性は、これは首都圏のマスコミとか、あるいは各販売店のバイヤーさんとか、そういったところに大変浸透しておりまして、ただのレストランという使い方ではなくて、昼間の地域のランチイベントだとか、旅行業者であるとか、マスコミも招いた地域フェアとか、こういったものをレストラン営業に併せて使うという形で、いわゆるフラッグショップ、大分県の情報を発信する基地としての役割は大変果たしているのかなと。

ただ、物産販売については、よく委員の皆さんからも御指摘がありますとおり、今の8階の物販のスペースだけではなかなか販売も広がらないだろうということで、出張坐来という形で、大手企業に出かけて行って実際に販売するとか、あるいは県にゆかりのある民間企業の販売店と連携して、協定を結んで、そこに県の産品を置くとかいう形で、物販の売り方を考えるということも今進めているところでございます。

河野委員 私、やっぱり東京に行くと、北海道の物産館、有楽町のところに必ず寄るんですよ。そして、北海道の圧倒的な販売力、ブランド力というものは本当に肌でいつも感じております。ここに行けば北海道のものがそろっている、買えるというのはものすごい強さがやっぱりありますので、今言う出張坐来とかいろいろなことを御苦労されているのは分かるんですけど、しかもそれが道の予算持ち出しはほとんどないというふうに私も聞いてびっくりしまして、ブランド力さえつければそういったことができる。だから、ある程度の時間はかかるかもしれないんですけども、そういったブランド力を都市部で発信する拠点というものがやっぱり要るのではないかなということを強く感じました。

将来的に県の予算を使わなくても済むよう

な、そういったところを戦略を是非立てていただきたいという要望でございます。

井上委員 河野委員に同感しますけれども、私としてはあの場所は非常に悪いと。7階もね、エレベーターに乗って行けるかで考えてみても、やはり利便性のもう少しいいところに切りかえて、もう10年たったんだから、やるならやるでやっぱりとことんやって、先ほど言われた北海道みたいな形の中でやっぱり私は見直すべきだと思うね。もういつまでやっても同じですよ。東京のあれだけのね、そういう中でもあの場所において1億7千万円ぐらいの売上げじゃ、とてもじゃないですよ。もうちょっとなきゃ。私たちは一般的にはそう思うね。だって、他の地方だって1億円超すところは何ぼでもあるもん。何で東京であれだけの場所で1億7千万円しか売上げないのということは、やっぱり場所が悪いんですよ。場所と、7階のエレベーターというのは、あの館というのは余り、私は見直すべきだなと思うんだけど、御一考ください。よろしくをお願いします。

毛利委員長 強い要望。

大友副委員長 もうずっとこの件に関してすごく批判的と言うか、反対意見というのも結構あるんで、やっぱり今後どうしていくかというのをこういうふうに検討して、やっぱりこういう部分で効果を伸ばしてとか、数字で表した分を示していただいて、目的は分かるんですよね。坐来はレストランで売っていくという目的も理解できるんですけども、こういう意見を今後酌んで広げていくのか、そうじゃなくて、そちら、今のやり方が正しくて、これで突き進んでいくんですよということであれば、それに対する何らかのいろんなことを検討した中での意見というのをこちらが投げかけるような形で示していただければ有り難いかなというふうに思います。要望です。

毛利委員長 3名の委員から強い要望が出ましたので、是非費用対効果ということもきちんと数字的に合わせていただいて、それからまた進めていただきたいと思います。

桑原委員 この外郭団体経営状況調書、非常によくまとめられていて、これをしっかり見て質問しなきゃいけないと自戒しているところですが、大分ブランドクリエイトの、先ほど口頭で教えていただきました家賃、3, 140万円というのは、主な県の財政支出とかいうのも出てきていますけれども、この家賃負担というのは数字がどこに出てきているのか教えてください。

森山商業・サービス業振興課長 家賃負担の分については、ブランドクリエイトへの直接の支援という形ではなく、この表の中では出てきておりません。

毛利委員長 だから、支援がどういう……。

森山商業・サービス業振興課長 坐来大分の設置を県がする、そこにブランドクリエイトが入ってレストランを営業しているという整理をしておりますので、家賃負担というのはフラッグショップ坐来大分の設置のもの。

桑原委員 はい、分かりました。じゃ、家賃の一部負担とかいうことじゃなくて、家賃はこれ全部県が出しているということだと思うんですけども、それはそれでいいんですけども、やっぱりチェックする側からすると、単にブランドクリエイトだけで利益が黒字黒字とか言われても、実質とはちょっと違うんで、やっぱりそういうのは分かるようにどこかに書いていただかないと、隠しているのかと思われそうですよ。

ほかの法人もそういうところがあるのかなと勘繰ってしまいますので、これは作り方は財政に言わなきゃいけないのか分かりませんが、そういうのをしっかり出して検証できるようにしていただきたいと思います。

三浦委員 ブランドクリエイトの話をしたかったんですけども、出ていますので、ハイパーネットワークでちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

これは設立から約25年で、設立目的がもうハイパーネットワーク社会を実現するため、やっぱり古いという印象を本当に受けます。

どの分野もそうなんですけど、先ほど委員長

が言ったように、やっぱり費用対効果等で求められている中で、昨年度、結果も出ていません、残念ながら。

本当にこのハイパーネットワークじゃないとできないのかなというふうにちょっと疑問を持つ点もあるんですけども、そういった中、職員さんの人的関与で、平成29年からは商工労働部参事監、大友さんだと思うんですけども、役員として入られているというふうに思います。実際、中に入ってみて、1億5千万円の出資並びに年間4千万円以上の事業費を投じているんですけども、私がほかの、例えばですけども、民間に委託してでもというような思いもあるんですけども、実際中の役員から見て、こういった商工労働企業委員会の委員からの発言が今出ていますけれども、こういったふうに中を捉えているのかということと、今後もしっかり、27年度から中期の計画も立てられていますけれども、計画の達成に向けての意気込みなんかを是非大友さんから聞きたいなど。

神崎商工労働部長 委員からお話ございましたけれども、本年度から理事に就任しておりますのは、倉原という、大友の前の前の商工労働企画課長でございます。

今年からなぜそういう人的関与を強めたかと申しますと、やはり先生方御疑問に思われるとおりに、これもうできてから20数年たつという中で、やはり私も県庁が進めている「OITA4.0」の一翼を担っていただくような活動をしてほしいという、こういう思いがございまして、正に倉原は情報政策課長の経験もございまして、倉原が中に入って、ある意味県と一体となって「OITA4.0」を進めていくという体制を今、正に作り上げているところでございます。

確かに、設立目的というところでは相当古めかしいようになっておりますけれども、中身に関しましては、今全く新しいものをどんどんやっていっているというところでございます。

田北情報政策課長 事業の方なんですけれど

も、県の委託事業は先ほど申し上げました10事業、あと、国から情報モラルの啓発だとか、これは全国的な展開、中期、長期とか、御説明のときに申し上げましたJICA事業、これは民間企業がJICA事業を使ってタイに行くときのいろんな申請だとか、いろんな事務局的な部分とか、ASEANの事業、国の事業等も5事業、そして、その他、大きいのは大分市の情報センターの運営管理とか、こういったものももろもろやって、そういった部分での事業をやっておりますので、よろしくお願ひします。

三浦委員 是非今後期待しています。お願ひします。

毛利委員長 ほかによろしいですか。

時間が下がっているので、私から1点質問していいですか、答えは後でいいんで。

31ページの総合雇用推進協会、大分県は障がい者雇用率日本一を目指しております。

この協会が果たす役割もあるんじゃないかなと思って、事業を展開していると思うんで、この事業の内容とか成果、そういったものがどのように反映されているのか、後藤課長、後ほどいいんで聞かせていただきたい。

後藤雇用労働政策課長 分かりました。

毛利委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 ほかに御質疑等もないので、次の⑥について説明を求めます

大友商工労働企画課長 資料9ページを御覧ください。

こちらは、資料の大分県長期総合計画の実施状況についてから、大分県長期総合計画安心・活力・発展プラン2015における総合評価及び目標指標の進捗状況を抜き出したものですので、こちらで説明します。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告しているものです。

上段を御覧ください。

指標以外の観点も含め、59施策の総合評

価の結果を記載しています。

施策の進捗が「順調に進んでいる」A評価及び「概ね順調に進んでいる」B評価は58施策、「やや遅れている」C評価は1施策となっています。

次に、下段を御覧ください。

目標指標の達成状況についてですが、89指標のうち、「達成」及び「概ね達成」は、表の上から3行目にありますように84指標、「達成不十分」及び「著しく不十分」は5指標となっています。

資料10ページをお開きください。

まち・ひと・しごと大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況についてですが、これは別冊に記載している目標指標から、総合戦略に掲げた基本目標と施策KPIを抜き出したものですので、指標の達成状況についてはこちらの一覧で御説明します。

商工労働部が所管する施策は、基本目標Ⅱの1のうち、(4)から(10)の7施策となっています。

まずは、ページ中ほどの(5)の指標名欄にあります企業誘致件数でございます。

28年度の目標値25件に対し、実績は36件であり、達成度は144%となりました。

これは、これまでの集積効果等を背景に、県北部を中心に自動車関連企業の誘致が増加するとともに、食料品関連企業やBPO、コールセンター等の幅広い分野において誘致が進んだことから目標値を達成したものです。

今年度につきましても、県が統計を取り始めた昭和54年以降企業立地のなかった姫島村や、長年にわたり未利用のままとなっていた6号地C-2地区への企業誘致が実現するなど、順調に推移しているところです。

今年度も、昨年度の実績を上回るができるよう、引き続き企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

次に、二つ下にあります創業支援件数でございます。

28年度の目標値500件に対し、実績は551件であり、達成度は110.2%とな

りました。これは、おおいたスタートアップセンターと商工団体や金融機関等の県内支援機関が相互に連携しながら精力的に創業を支援した結果、目標値を達成したものです。

創業後も事業が継続されることが重要でありますので、創業後の状況を追跡調査するなど課題の把握に努めていきたいと考えております。

また、一億総活躍社会の実現に向けて女性の活躍が期待されている中、チャレンジを促進し、女性の起業者を増やしていければと考えております。

毛利委員長 ただ今の報告について、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 別に御質疑等もないので、次の⑧及び⑨について説明を求めます。

大友商工労働企画課長 資料の11ページをお開きください。

小規模事業者の活性化に向けては、2のこれまでの経過のとおり検討を進めてきました。

4月以降、春の500社企業訪問や6月の中小企業地域懇話会、商工団体との事務レベル会議を実施し、現場の声や商工団体の意見をお聞きしました。

8月には、2回目の小規模企業振興検討小委員会、その後に第1回中小企業活性化条例推進委員会を開催し、中小企業等の外部委員に議論いただき、現状の施策案を取りまとめたところです。

検討経過については、これまでも本委員会において報告してきたところですが、この度取りまとめた今後の小規模企業振興施策と中小企業活性化条例の改正について現段階の案を報告します。

3の課題に対応する支援施策の方向性についてですが、2月の第1回小委員会でも抽出した七つの課題に対応する取組を五つの項目で整理しています。

まず①の販路開拓、新商品・サービス開発では、商品、製品等のブラッシュアップについて、新たに小規模企業向けの商品開発時のマーケット調査や試作等の支援などを予定しています。

②の経営マネジメントについては、商工団体が自ら支援計画を策定し、事業者に寄り添った支援ができる体制づくりや、ITの活用の促進などを進めていきます。

③の人材確保・育成については、柔軟な人材活用の推進や小規模事業者での働き方改革等の取組を推進していきます。

④の事業承継では、商工会連合会に設置されている事業承継ネットワークの活用推進や、事業承継診断による案件の掘り起こし、後継者人材バンクの充実等を進めていきます。

⑤の商工団体の支援体制強化については、①から④までの施策を実施するためには、商工団体の経営指導員による小規模企業に寄り添った伴走型の支援が不可欠となるため、商工会等の指導員の資質向上あるいは職員の適正な職員配置についての支援を強化してまいりたいと考えております。

続きまして、12ページを御覧ください。

中小企業活性化条例の改正についてです。

小規模企業の支援策の検討と並行して、県の小規模事業者支援に関する理念を明確化し、小規模企業振興がより実効性のある取組になるよう条例の改正について、案を作成しているところであります。

①は小規模企業の事業の持続的発展を図る視点の明確化です。

社会・経済の構造的な変化が進展し、事業を維持するだけでも大変な努力が必要な小規模企業が、地域の様々なニーズに応え、安定的な雇用の維持など県経済及び県民生活を支えていくため、成長発展のみならず、事業の持続的発展を基本理念に位置付けるものです。

②は中小企業支援団体の役割の再確認です。

商工会など支援団体の新たな役割として、小規模事業者の課題を自らの課題として捉え、事業計画の策定支援やその着実なフォローア

ップなど、伴走型の支援を行うことを位置付けるものです。

③は小規模企業振興の内容の明確化です。

小規模企業が抱える課題を踏まえて実施する施策を明確化するため、条項を追加し、生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援、中小企業支援団体の体制整備を具体的に位置付けるものです。

④は、新たな重点施策への対応です。

小規模企業の支援強化に加え、中小企業振興策として取り組むこれからの重点施策について、特に、サービス産業の生産性向上、大分県版第4次産業革命、クリエイティブ産業の振興、働き方改革の推進等を県が講ずる施策に追加するものです。

最後に、11ページにお戻りいただいて、4の今後の予定ですが、今月の26日に今年度2回目の中小企業活性化条例推進委員会を開催し、支援策と条例改正の内容に関する最終案を取りまとめ、その後にパブリックコメントを実施し、次の第4回定例県議会に議案を提出したいと考えています。

後藤雇用労働政策課長 資料の13ページをお開きください。

「おおいた働き方改革」共同宣言について、御報告します。

昨年12月に設置しました大分県働き方改革推進会議において、経済5団体の代表や連合大分会長、女性経営者、有識者などの委員が、長時間労働の是正、仕事と子育てや介護等が両立できる環境整備、女性の活躍推進、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方等のテーマについて議論を重ね、8月17日の第4回会議において、働き方改革を推進するための四つの取組目標を含んだ、「おおいた働き方改革」共同宣言を行いました。

次のページを御覧ください。

取組目標ですが、一つ目は、一般労働者の年間総実労働時間を全国平均以下にするというものです。

時間管理の徹底、IoTやAIの活用などによる労働生産性の向上などの支援に取り組

んでいきます。なお、目標の下の行には、現在の大分県及び全国の状況を記載しています。

その他、2の年次有給休暇取得率70%以上、3の男性の育児休業取得率13%以上、4の25～44歳女性の就業率77%以上という目標を掲げています。

目標年度は、安心・活力・発展プランの中間年であります平成32年度としています。

なお、四つ目の25～44歳女性の就業率についての目標年度は、5年ごとに実施している就業構造基本調査を使用するため、34年度としております。

この共同宣言を機に働き方改革の取組への機運醸成をより一層図っていくとともに、県内各企業に対する意識啓発や取組推進のための各種施策を講じてまいります。

毛利委員長 ただ今の報告について、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 別にないようでありますので、これをもちまして、商工労働部関係の審査を終わります。

執行部は御苦労さまでした。

〔商工労働部、委員外議員退室〕

毛利委員長 内部協議に入ります。

初めに、閉会中の継続調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中継続調査をいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

毛利委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにいたします。

次に、県外調査の日程・調査先などについて、御協議願いたいと思いますが、まず、事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

毛利委員長 説明は以上ですが、日程や調査先の御希望などがありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 それでは、県外所管事務調査につきましては、10月30日から11月1日の3日間の日程で実施することとし、ただ今、御検討いただいた趣旨に沿いまして事務局に実施案を作成させます。

なお、詳細については、私に御一任願います。

以上で本日の予定案件は終了しましたので、これもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。